

訪問看護 契約書 (介護保険 介護予防 医療保険 全額自己負担)

下記の訪問看護サービスご利用者（以下、利用者として）と、中央区医師会訪問看護ステーションあかし（以下、事業所として）は、訪問看護のご利用について次のとおり契約します。

契約締結日	令和	年	月	日
-------	----	---	---	---

＜契約者＞訪問看護 利用者

[利用者住所]	
[利用者名]	[電話番号]
[家族・代理人住所]	[本人との関係]
[家族・代理人名]	[電話番号]

＜訪問看護事業者・事業所＞

[事業者住所] 東京都中央区勝どき 1-6-7	[電話番号] 03-3531-1048
[事業者名称] 公益社団法人中央区医師会	[代表者名] 西井 京子
[事業所住所] 東京都中央区明石町 1-6	[電話番号] 03-5565-7281
[事業所名称] 公益社団法人中央区医師会訪問看護ステーションあかし	
[管理者名] 小野 絵理子	

第1条（契約の目的）

事業所は利用者に対し、介護保険法令又は健康保険法令のもとに、利用者が居宅においてその能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように適正な訪問看護サービスを提供し、利用者は事業所に対してそのサービスにかかる利用料を支払うことを契約の目的とします。

第2条（契約期間）

この契約期間は契約締結日から訪問看護指示書の指示期間満了日までとします。なお、利用者から契約終了の申し出がない場合は、自動的に更新します。

第3条（主治医との関係）

1. 事業所は、訪問看護サービスの提供を開始する際には、主治医の指示を文書で受けます。
2. 事業所は、主治医に訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治医との密接な連携を図ります。

第4条（訪問看護計画）

事業所は、利用者の希望を聞き、主治医の指示書及び介護支援専門員の作成した居宅サービス計画書に沿って、訪問看護計画書を作成します。利用者及びその家族に訪問看護計画書を提供します。

第5条（訪問看護の内容）

1. 利用者は訪問看護計画書に沿って、「重要事項説明書」のとおりサービスを利用します。
2. サービス内容や利用回数等はサービス担当者会議等で検討し、利用者と介護支援専門員との合意により変更できます。
3. 訪問看護計画が利用者との合意の下に変更され、事業者が提供するサービスの内容が変更となった場合は、その内容に沿って訪問看護サービスを提供します。

第6条（利用料）

1. 利用者は毎月、サービスの対価として「重要事項説明書」にある利用料金の月毎の合計額を支払います。
2. 事業所は当月の料金合計額の請求書、を翌月10日以降に利用者にお渡しします。
3. 利用者は当月の料金の合計額を翌月26日に口座振替または銀行振り込み、もしくは現金で支払います。口座振替は翌月10日以降、銀行振込や現金払いはその都度、領収書を発行します。銀行振込に要する手数料は、利用者の負担とします。
4. 利用者は居宅においてガス、電気、水道等の費用を負担するものとします。

第7条（利用料の変更）

1. 利用料について介護報酬、厚生労働大臣が定める1単位の単価、診療報酬等、その他の保険外利用料の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。
2. 利用者が利用料の変更の変更を承諾する場合、新たな料金に基づき「重要事項説明書」を再作成し、取り交わすものとします。
3. 利用者は前項の変更に同意することができない場合には本契約を解除することができます。

第8条（社会情勢及び天災）

1. 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、事業所の義務の履行が難しい場合は、日程、時間の調整をさせて頂く場合がある。
2. 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、事業所の義務の履行が遅延、もしくは、不能になった場合、それによる損害賠償責任を事業所は負わないものとする。

第9条（契約の終了）

1. 利用者は事業所に対してこの契約を解約することができます。但し事業所が利用者の急な入院・入所等の事情を認める場合は、即時にこの契約を解約することができます。
2. 次の事由に該当した場合は、利用者は直ちにこの契約を解約することができます。
 - ・ 事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - ・ 事業所が守秘義務に反した場合
 - ・ 事業所が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - ・ 事業所が破産した場合、事業所を閉鎖した場合
 - ・ 利用者の病状、要介護度等の改善により、訪問看護の必要を認められなくなった場合
3. 次の事由に該当した場合は、事業所は直ちにこの契約を解約することができます。
 - ・ 事業所のやむを得ない事情がある場合
 - ・ 利用者がサービス利用料金の支払いを2か月以上遅延した場合
 - ・ 利用者またはその家族が事業所やサービス従業者に対してこの契約を継続し難い重大な事情を生じさせた場合
 - ・ 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します
 - ・ 利用者が死亡した場合
 - ・ 利用者の主治医から訪問看護指示書が発行されない場合
 - ・ 利用者またはその家族が暴力団等反社会的勢力であることが判明したとき、もしくは暴力、脅迫その他の犯罪を手段とする要求、法的な責任を超えた不当な要求を行ったときは、事業者は催告することなくこの契約を終了させることができます。

第10条（秘密保持）

1. 事業所及びその従業員は訪問看護を提供するうえで知り得た利用者及びその家族の秘密を守る事を義務とします。
2. 事業所は、サービス担当者会議等において利用者及びその家族の個人情報を提供する場合は事前に同意を得ます。
3. 事業所及びその従業員は退職後も在職中に知り得た利用者及びその家族の秘密を守ることを義務とします。

第11条（賠償責任）

事業所は、訪問看護の提供に伴い、利用者及びその家族の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は利用者に対し速やかに損害を賠償します。

第12条（連携）

1. 事業所は訪問看護の提供にあたり、主治医および介護支援専門員、その他保健・医療・福祉サービスを提供する者との連携を密に行います。
2. 事業所は当該契約の変更又は終了に際し速やかに利用者担当の介護支援専門員等にも連絡します。

第13条（相談・苦情対応）

事業所は、利用者及びその家族から相談・苦情の申し出があった場合は速やかに対応します。

第14条（契約外条項）

1. 利用者及び事業所は信義誠実をもってこの契約を履行します。
2. 本契約に規定のない事項については、介護保険法令、健康保険法令およびその他諸法令を尊重し、利用者及び事業所の協議に基づき定めます。